

十 十		九 八		七						
イ 一				イ						
発 行 行 日		振 替 単 位		払 込 金 額						
入 札 発 行	価 格 競 争	最 低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	札 発 行 入 札 競 争	入 札 競 争	行 争 非 者 特 国 債 市 場			
十 八 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	五 万 円	二 千 六 百 四 十 一 億 円	二 千 六 百 十 三 億 円	四 十 九 億 三 千 万 円	二 兆 七 百 七 十 四 億 三 千 九 百 十	で 二 千 六 百 四 十 一 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

額 格
面 金 額 百 円 に つ き 百 円

(一) 年 ○ ・ 八 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{46}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるものに
よつては、前記(一)の算式に
より算出した金額から該乗
額に百分の二十・三・五を
じられた金額(おいたし、取得者
を發行時に又は外国に
が非居住者又は外国に
る場合には、前記(一)の算式に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払場所
二十 入札参加者

より算出した金額に当該非居
 住者又は外国人が適用を受
 ける所得税の税率を乗じた金
 額を控除することができる。
 平成二十五年十二月二十日を支
 払期とし、次の算式により算出
 した金額を支払う。ただし、支
 払期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払い期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六ヶ月間に属す
 る利子を払う。六月二十日
 平成三十五年六月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十五年八月五日